

しんせい てつづ ゆうそうしんせい りよう
申請手続きは郵送申請をご利用ください！

しんがた かんせんしやうかくだいぼう したいたく げんざいしよくいん かず せいげん ぎやうむ おこな
 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、現在職員の数を制限して業務を行っています。

まどぐち こんざつ みつ かいひ しょうがいふくし かん いりよう かん しんせい まどぐち
 窓口の混雑による密を回避するため、障害福祉に関するサービスや医療に関する申請を窓口だけでな

く、郵送でも受け付けています。

しんせい ひつよう しょうい しんせいないよう こと てすう じぜん と あ さき れんらく
 申請に必要な書類は、申請内容により異なりますので、お手数ですが事前に問い合わせ先までご連絡く

ださい。(必要に応じて、申請用紙や返信用封筒なども送付します。)



かんせんかくだいぼうし みな きやうりやく ねが
 感染拡大防止のため、皆さまのご協力をお願いいたします。

まどぐち こんざつじやうきやう かくにん こまえし まどぐちこんざつじやうきやう けんさく
 窓口の混雑状況を確認できます。 狛江市HP 窓口混雑状況 と検索



QRコード

お問い合わせ 高齢障がい課障がい者支援係
 電話 03-3430-1111(内線2221・2208・2209) FAX 03-3480-1133

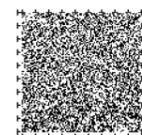
あき うま いち かいさい
秋の上手いもの市を開催しました



つめ きたかぜ ふう さむそら がつ にち か かん こまえ えきかいさつまえさいじ しんない
 冷たい北風が吹く寒空のもと、10月19・20日の2日間にわたり、狛江駅改札前催事スペースで、市内
 福祉施設8団体が自主製作品を販売する“上手いもの市”が開催されました。

このイベントは、自主製作品の販売を通して、市内の事業所を知ってもらい、障がい者への理解を深め
 てもらうことを目的として、令和元年から始めたものです。毎年、春と秋の2回を計画していますが、新型
 コロナウイルス感染症拡大の影響で今年度も秋のみの開催となりましたが、多くの方にご来場いただき、
 2日間の売り上げは21万円を超えました。少しずつですが事業所の名前を覚えていただき、支援の輪が
 広がっていることが利用者、スタッフともに励みとなっています。

ご来場いただいた皆さま、ありがとうございました。次の開催は、令和4年5月を予定しています。



たんとう こまえ ししょうがいしゃ じりつせいかつ しえん うま いちじっこう いんかい
 担当 狛江市障害者自立生活支援センター(サポート)・上手いもの市実行委員会

 福祉 ふくしだより	だい かい れいわ ねん がつはっこう 第112回 令和4年2月発行
	へんしゅう はっこう こまえ しふくし ほけんぶこうれいしよう か 編集・発行 狛江市福祉保健部高齢障がい課 でん わ 03-3430-1111 電話 ないせん 2208・2209 内線 ふ あっくす 03-3480-1133 F A X

(「ふくしだより」題字:書道家 片山 子龍 作)



いりようてき じ し えんほう しこう
医療的ケア児支援法が施行されました

れいわ ねん がつ いりようてき じおよ かぞく たい しえん かん ほうりつ いりようてき じ し えんほう せいりつ
 令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(医療的ケア児支援法)が成立
 し、同年9月に施行されました。この法律の施行により、医療的ケアを必要とする児童やその家族を支援
 するため、国や地方自治体等が必要な対応を実施する責務を負うこととなりました。

いりようてき じ
医療的ケア児とは…

にちじやう しゃかいせいいかつ おこな つね いりようてき じんこう こきやうき かんり きやういん ざいたくさん そりやうほう ほか
 日常・社会生活を行うため、常に医療的ケア(人工呼吸器の管理・たん吸引・在宅酸素療法・その他の
 医療行為)が必要な児童のこと(18歳以上の高校生等を含む)。全国で推計2万人いるとされています。

くに ち ほうこうきやうだんたい せきむ
【国・地方公共団体の責務】

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

ほいくじや がっこう せつちしゃとう せきむ
【保育所・学校の設置者等の責務】

- 保育所における医療的ケアその他の支援
 →看護師等又はたん吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
 →看護師等の配置

こまえし つぎ と く おこな
 狛江市では、次の取り組みを行っています。

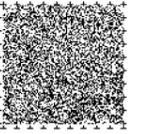
- 医療的ケア児コーディネーターの配置(令和2年度から実施)
 医療的ケア児やご家族の相談に応じる他、訪問や関係機関の調整を行います。
- 協議の場の設置(令和3年度から実施)
 保健・医療・福祉・教育の関係機関等が医療的ケア児に関する課題の情報共有、解決に向けた検
 討を行っています。(会議は個人情報を取扱うため、公開しておりません。)

じぎやうないよう こまえし いりようてき じ じぎやう
 事業内容はこちらから 狛江市HP 医療的ケア児コーディネート事業



QRコード

お問い合わせ 医療的ケア児コーディネーター 岩崎 電話 080-4663-4886



しょうにまんせいとくていしつぺい していなんびょう たいしょうしつぺい ついか 小児慢性特定疾病・指定難病の対象疾病が追加されました

れいわ ねん がつ しょうにまんせいとくていしつぺい いりょう ひ じよせい していなんびょう たいしょうしつぺい ついか
令和3年11月から小児慢性特定疾病医療費助成、指定難病の対象疾病が追加されました。これらの
しつぺい かた たい いりょう ひ ふたんけいげん はか じ こ ふたんぶん いちぶ じよせい しやく
疾病にかかっている方に対して、医療費の負担軽減を図るため、自己負担分の一部が助成されます。市役
しょ まどぐち とお とうきょうと しんせい
所の窓口を通して東京都へ申請ができます。

◆ しょうにまんせいとくていしつぺい 小児慢性特定疾病

しょうにまんせいとくていしつぺい くに さだ こ まんせいしつぺい
小児慢性特定疾病とは、国が定めた子どもの慢性疾病です。

これまでの 762 疾病から 26 疾病が追加され、788 疾病が対象となりました。



たいしょうしゃ しんせいしゃ とない ざいじゅう じゅうみんどうろく まん さいみまん かた
【対象者】申請者が都内に在住（住民登録されている）している満18歳未満の方

(ただし、18歳に達した時点で引き続き治療が必要であると認められる場合は 20歳未満)

たいしょうしつぺい い か かくにん
【対象疾病】以下のホームページでご確認ください。

しょうにまんせいとくていしつぺいじょうほう
小児慢性特定疾病情報センター <https://www.shouman.jp/>



QRコード

◆ していなんびょう 指定難病

していなんびょう なんびょう はつびょう げんいん あき ちりょうほう かくりつ きしょう しつぺい
指定難病とは、難病（発病の原因が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病）であって、

ちようき りょうよう ひつよう くに してい しつぺい しつぺい つい
長期の療養を必要とするもの)のうち、国が指定したものです。これまでの 333 疾病から 5 疾病が追
か 加され、338 疾病が対象となりました。



【対象者】

1. 指定難病または都単独疾病に罹患している方（診断基準を満たす方）
2. 次のアまたはイのいずれかに該当する方
 - ア. その病状が、厚生労働大臣または知事が定める程度の方
 - イ. 上記アに該当しないが、高額な医療を継続することが必要であると認められる方

たいしょうしつぺい い か かくにん
【対象疾病】以下のホームページでご確認ください。

なんびょうじょうほう
難病情報センター <https://www.nanbyou.or.jp/>



QRコード

あら いし そつうし えんじぎょう 新たな意思疎通支援事業がはじまっています！ でんわ えんかくしゅ わ つうやく ～電話リレーサービスと遠隔手話通訳サービス～

でんわ 電話リレーサービス



き かた ちょうかくしやう かた なんちやうしゃ はつわ こんなん かた き かた かいわ
聞こえない方（聴覚障がいのある方、難聴者、発話に困難がある方）と聞こえる方との会話を、
つうやく しゅわ もじ おんせい つうやく でんわ たが みせ
通訳オペレータが「手話」または「文字」を音声に通訳し、電話でお互いをつなぐサービスです。お店
やホテル等の予約、病院との連絡、仕事のやりとり、家族や友人との会話などに利用できる他、緊
きゅうつうほう ばん ばん ばん れんらく おこな
急通報（110番・119番・118番など）への連絡を行うこともできます。

りょうじかん じかん にち
利用時間 24時間365日

りょうほうほう いっぱんざいだんほうしんにほんざいだんでんわ ねが
利用方法 一般財団法人日本財団電話リレーサービスまでお願いします。



でんわ ふうあつくす
電話 03-6275-0910 FAX 03-6275-0913

ホームページ <https://nftrs.or.jp/>

QRコード



えんかくしゅ わ つうやく 遠隔手話通訳サービス

しゅわ つうやく ひつよう かた つうやくしゃ どうこう じしん たんまつ どう
手話通訳が必要な方に、通訳者が同行することなく、ご自身のタブレット端末やスマートフォン等
のテレビ電話機能を使って手話通訳を行う手話通訳です。インフルエンザや新型コロナウイルス感
せんしょう うたが つうやくしゃ よ むずか ばあい にゅういんじ がいぶ つうやくしゃ にゅうしつ
染症の疑いで通訳者を呼ぶことが難しい場合や、入院時など外部から通訳者の入室ができない
場合でも、安心して手話通訳を受けることができます。利用料は無料です。

でんわ きのう きき も かた たんまつ かした
テレビ電話機能のある機器をお持ちでない方は、タブレット端末を貸出しています。

たいしやう しな い きよじゅう ちょうかく おんせい げんごきのう しんたいしょうがいしゃてちょう も かた
対象 市内に居住する聴覚、音声・言語機能の身体障害者手帳をお持ちの方

りょうほうほう りょうび かまえ どにちしゅくじつ のぞ たんどう もうこ
利用方法 利用日3日前（土日祝日を除きます。）までに担当までお申し込みください。

たんどう こまえ ししやかいふくしきやうぎかい いしそつうしえんじぎやうたんどう
担当 狛江市社会福祉協議会 意思疎通支援事業担当

でんわ だいはりょう ふうあつくす もうしこみせんよう
電話 03-3488-0294(代表) FAX 03-3488-0787(申込専用)

フォーム <https://business.form-mailer.jp/lp/9294c558150447>



QRコード

